

合意制度の利用が明らかにされた判決 等

合意制度の利用が明らかにされた判決等

【判決等①】 東京地方裁判所令和3年3月22日判決、東京高等裁判所令和4年3月1日判決、最高裁判所令和4年6月16日決定

- 1 業務上横領被告事件（全被告人について有罪判決確定済み。）
- 2 判決等において明らかにされた合意の概要
 - (1) 検察官と合意をした被疑者の立場
被告人の一人（A1）が代表取締役を務める会社（B社）の従業員（従業員C）
 - (2) 合意内容の概要
 - ア 被疑者による協力的行為の概要
 - 検察官の取調べに際して真実の供述をすること
 - 証人として尋問を受ける場合において真実の供述をすること
 - イ 検察官による有利な取扱いの概要
 - 公訴を提起しないこと
- 3 判決等における合意制度に関する言及（要旨）
 - (1) 第一審（東京地方裁判所令和3年3月22日判決）
 - ア 従業員Cの供述のうち信用性を否定した部分について
 - 従業員Cは、被告人A1や被告人A2が、Dで働いていた頃、悪いことをしないとお金は手に入らないと言っていた旨公判で供述する。
 - 一般的に、犯罪事実を認める旨の共犯者の供述については、刑責を軽減する目的での引っ張り込みの虚偽供述がされていないかどうかを慎重に検討する必要がある上、司法取引をした従業員Cについては、自らは刑事訴追を免れることから、犯罪事実の悪質性を過度に強調する虚偽供述がされていないかどうかを一層慎重に検討する必要がある。したがって、従業員Cの供述のうち、争点とされている部分であって、客観的な裏付けを欠くものについては、その信用性を検討するに際して、相当慎重な姿勢で臨む必要がある。
 - 重要な供述内容の変遷があり、客観的な裏付けもない従業員Cの上記証言を信用することはできず、上記の供述する事実を認定することはできない。

- イ 従業員Cの供述のうち信用性を肯定した部分について
- 従業員Cは、封筒内の売上金から金を抜き取ったことはない旨公判で供述する。
 - 確かに、従業員Cの供述については、争点であり、客観的な裏付けを欠く部分の信用性は相当慎重に検討する必要がある。したがって、上記の従業員Cの供述のみによって、従業員Cが、B社に在籍した期間を通じ、封筒から着服したことが一切なかったとまで断定することは、ちゅうちょせざるを得ない。
 - しかし、関係証拠によれば、従業員Cは、被告人A1から、横領した現金の分け前を与えられていたことが認められ、従業員Cがその現金の原資となるべき封筒から、現実的に困難なのに発覚の危険を冒して金を抜く動機があるのかには、疑問がある。また、従業員Cは、小口現金からの横領等を認めた上で、封筒から金を抜いたことを否定しており、その供述には一応の合理性が認められる。
 - 判示犯罪事実で認定した横領金額については、客観的な証拠に基づいており、合理性・正確性を肯定できる上、従業員Cが封筒から金を抜き取ることは現実的に極めて困難であり、抽象的な可能性にとどまる。
 - したがって、判示犯罪事実の預かり保管金額及び横領金額に関する限り、売上金から金を抜き取っていない旨の従業員Cの供述は、この客観的な証拠関係に沿っており、信用性を肯定できる。
- (2) 控訴審（東京高等裁判所令和4年3月1日判決）
- 原判決は、捜査の過程において従業員Cと捜査機関との間で証拠収集等への協力及び訴追に関する合意がなされていることから、従業員Cの供述のうち、客観的な裏付けを欠き、争われている部分については信用性判断において相当慎重な姿勢で臨む必要があると述べているが、このような考え方に基づく証拠評価を含め支持することができるものである。
- (3) 上告審（最高裁判所令和4年6月16日決定）※被告人A1のみ上告合意制度についての言及なし。

【判決等②】東京地方裁判所令和4年3月3日判決

- 1 金融商品取引法違反被告事件（被告会社につき有罪判決確定済み、被告人につき公判係属中。）
- 2 判決において明らかにされた合意の概要
 - (1) 検察官と合意をした被疑者の立場
被告会社の秘書室長、被告会社の執行役員
 - (2) 合意内容の概要
 - ア 被疑者による協力行為の概要
 - 検察官の取調べに際して真実の供述をすること等
 - 証人として尋問を受ける場合において真実の供述をすること
 - 検察官による証拠の収集に関し、証拠の提出をすること
 - イ 検察官による有利な取扱いの概要
 - 公訴を提起しないこと